

GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2016 年第 45 週
(11/7~11/13)

Gifu Infectious Diseases Weekly Report 岐阜県感染症情報センター (岐阜県保健環境研究所)

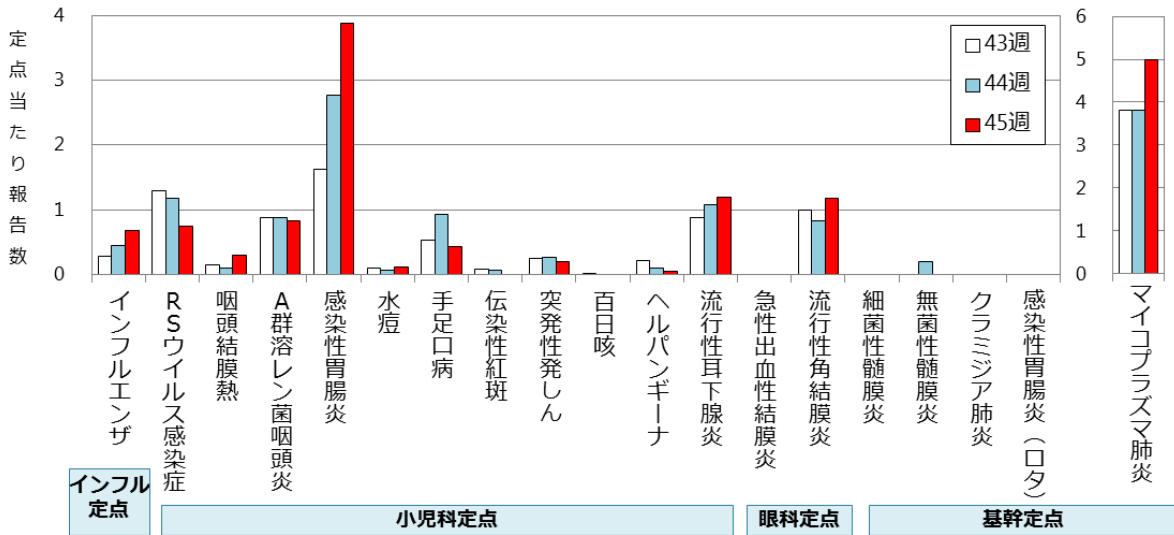
- ◇ 感染性胃腸炎が増加傾向です。→トピックス
- ◇ インフルエンザは前週より増加しています。
- ◇ 流行性耳下腺炎、マイコプラズマ肺炎は、引き続き高いレベルで推移しています。

■ 定点把握対象疾患 (インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所)

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所 (定点当たり報告数)
警報レベル	流行性角結膜炎	可茂 (10.00)
注意報レベル	なし	—

● 直近 3 週の比較



■ 全数把握対象疾患

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 8 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 1 例 (O157)
- 4 類感染症：つつが虫病 4 例
- 5 類感染症：アメーバ赤痢 1 例、後天性免疫不全症候群 1 例

● 2016 年累計

1 類感染症	なし	
2 類感染症	結核	411 例
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	47 例
4 類感染症	E 型肝炎	3 例
	A 型肝炎	1 例
	つつが虫病	6 例
	デング熱	3 例
5 類感染症	アメーバ赤痢	11 例
	ウイルス性肝炎	1 例
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	9 例
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2 例
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	6 例
	後天性免疫不全症候群	23 例
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3 例
	腸チフス	1 例
ボツリヌス症	1 例	
マラリア	1 例	
レジオネラ症	31 例	
侵襲性髄膜炎菌感染症	3 例	
侵襲性肺炎球菌感染症	37 例	
水痘 (入院例に限る)	5 例	
梅毒	32 例	
播種性クリプトコックス症	4 例	
風しん	3 例	

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報 (IDWR) <http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

《感染性胃腸炎》

◆ 県内で患者が増加傾向にあります

感染性胃腸炎には、様々な病原体によるものが含まれるため、年間を通じて患者は報告されていますが、晩秋から春にかけてはウイルス性、特にノロウイルスによる患者が増加します。

感染性胃腸炎の患者報告数は、例年、12月頃のピーク後、年によっては春ごろに小さな山がみられます。12月の大きな流行は主にノロウイルスによるもの、春の小さな流行は主にロタウイルスによるものと考えられています。

県内では、11月に入り感染性胃腸炎の患者数が増加傾向にあります。11月17日には、県内に「ノロウイルス食中毒注意報」も発令されています。

今後、ノロウイルスの流行シーズンを迎えますので、動向に注意が必要です。

◆ 手洗いを徹底し、汚染物は適切な処理を

ノロウイルスの感染経路は主に経口感染で、感染者の便や吐物に含まれるウイルスが感染源となり、人の手などを介した二次感染や、ウイルスに汚染された食品の摂食感染などがあります。

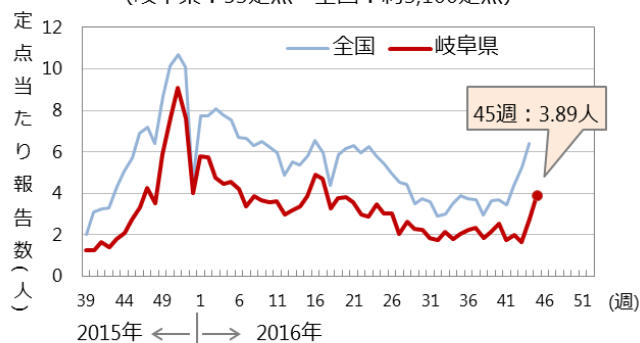
また、比較的狭い空間では、吐物や便などに含まれるウイルスが空气中に拡散することによる塵埃感染を起こすこともあります。この他、感染者の看護や世話をする機会に、患者の吐物や便などから飛沫感染することもあります。

感染防止対策としては、手洗いが重要です。食品取扱者を介してウイルスに汚染された食品を原因とする食中毒事例も多いことから、食品の取り扱いに際して入念な手洗いをを行うなど、食品衛生上の対策も重要となります。

また、吐物など、ウイルスを含む汚染物の処理にも注意が必要です。ノロウイルスの失活には、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒か、85℃以上で少なくとも1分以上加熱する必要があります。

感染性胃腸炎 週別患者報告数推移

(岐阜県：53定点 全国：約3,100定点)



★ 感染性胃腸炎とは

様々な細菌、ウイルス、寄生虫などの病原体を原因とする胃腸炎の総称です。

ノロウイルスの場合、潜伏期間は24～48時間で、主症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度です。通常、1～2日で治癒し、後遺症ありませんが、乳幼児や高齢者などは、嘔吐や下痢による脱水や吐物による窒息に注意する必要があります。

★ 感染症法における取扱い

感染性胃腸炎は、感染症法において5類感染症定点把握対象疾患に定められており、全国約3,100か所(県内53か所)の小児科定点から毎週報告がなされています。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。(保健医療課 HP)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-kijun.html>

■ 届出基準および届出様式が一部改正されます(平成28年11月21日から適用)

下記疾患について、届出基準または届出様式が一部改正されました。

急性灰白髄炎、黄熱、デング熱、レジオネラ症、クリプトスポリジウム症、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症

★ 最新の届出基準・届出様式は下記をご確認ください。(保健医療課 HP・11月21日更新予定)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-kijun.html>

岐阜県感染症情報センターHP <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>